

陳情・請願・意見書

陳情書名 陳情提出者	要 旨	○付託委員会 ●委員会の討論 【委員会の結果】	【本会議の結果】
市営アパートへのLP ガス納入価格の適正化 を求める陳情 大竹市御園二丁目3番3-203号 宮本邦生 ほか78名	1. 既存の市営アパートについて、速やかにガス業者の公募を行い、ガス価格の適正化を図ってください。 2. 現在のルールでは、共同住宅である市営アパート入居者各々には事実上ガス業者選択の自由がありません。そのため、納入業者は市営住宅を完全に支配し自由な価格設定を行っています。つきましては、市営アパートにおいてガス料金の適正化を担保するために、一定期間毎に業者の再公募等のルールを作ってください。	○生活環境委員会 「他市の状況等を確認する」 【継続審査】	【継続審査】

議云を

傍聴しませんか



市議会では予算や条例をはじめ行政に対する一般質問など、住みよいまちづくりをめざして審議を行います。本会議、委員会とも傍聴できますので、議会がどのように運営されているか傍聴してみませんか。

6月議会日程(予定)

本会議	5月24日(木)
〃(予備日)	5月25日(金)
常任委員会	5月25日(金)
〃	5月28日(月)
特別委員会	5月28日(月)
本会議	6月1日(金)

請願や陳情の提出方法

どなたでも市政に対する意見や要望を、直接、市議会に届けることができます。

① 請願と陳情の違い

請願 は、委員会で審議された後、本会議で採択(請願に賛成)か不採択(賛成できない)かが決められます。
※請願書の提出には、市議会議員の紹介が必要です。

陳情 は、市民、市内事業所に勤務する方、市内の各種団体に所属する方から提出されたもので、市政に直接関係するものについては、委員会で審査されます。
その後本会議で審議され、採択か不採択かが決められます。委員会で審査されない陳情書もあります。その場合は、議員に写しを配布します。

② 書き方

請 願 書	
平成 年 月 日	
大竹市議会議長 様	
請願者 住所 〒	
氏名	◎
紹介議員 議員氏名	◎
件 名	の請願
請願の趣旨(理由・経緯等)	
請願項目	

※陳情書の場合、紹介議員の欄は必要ありません。

③ 提出先

大竹市役所5階の議会事務局に提出してください。
事前に、お電話でのご相談も受け付けています。

(☎ 090-2188)

※請願・陳情について、市ホームページにも掲載しています。